

福島県協同農業普及事業外部評価実施要領

(目的)

- 第1 福島県普及指導計画の策定及び評価に関する要領（令和2年6月18日改正）
第4の2の（2）に基づき、農業者等の技術の改良と経営の改善、農業後継者の確保及び農山村における産地づくり等を担う普及指導活動について、統一した観点から継続的かつ客観的に評価を受け、もって効率的・効果的な普及活動に資するため、外部評価を行う。

(外部評価の対象)

- 第2 外部評価の対象は、農林事務所農業振興普及部及び農業普及所が行う普及指導活動とする。

(外部評価会の設置)

- 第3 知事は、外部評価を受けるため、福島県協同農業普及事業外部評価会（以下「外部評価会」という。）を設置する。
- 2 知事は、次の（1）～（5）に掲げる関係者から適任者を選任するとともに、公募を行い、6名程度を外部評価委員として委嘱する。
- （1）学識経験者
 - （2）消費者団体
 - （3）農業・食品産業関係団体
 - （4）農業者
 - （5）マスコミ
 - （6）公募
- 3 外部評価委員の任期は3年とし、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 外部評価会に会長をおく。会長は委員の互選とする。
- 5 委員の選定に当たっては、女性委員の登用に配慮する。

(事務局の設置)

- 第4 外部評価会の事務局は農林水産部農業振興課に置く。

(外部評価の内容)

- 第5 外部評価の項目は次のとおりとする。
- （1）普及指導活動の目標と課題設定
 - （2）普及指導活動の方法
 - （3）普及指導活動の成果
 - （4）その他必要な事項

(外部評価会の開催)

- 第6 外部評価会は、知事が招集し、会長が掌理する。

- 2 外部評価会は原則公開とする。
- 3 外部評価会の開催時期は、内部評価の実施後とし、毎年度の2月末までに実施する。
- 4 外部評価の対象とする課題（以下「評価課題」という。）は、普及指導計画に掲げる4課題のうちの1または2課題とし、外部評価委員の意見を踏まえて事務局が決定する。
- 5 外部評価会は、必要に応じて現地調査を実施できるものとする。

（外部評価結果の報告と活用）

- 第7 外部評価会会長は、外部評価会終了後に、「福島県協同農業普及事業外部評価結果報告書（様式1）」（以下「評価報告書」という。）により報告書を作成し、3月上旬まで知事へ提出する。
- 2 知事は、評価報告書に基づき「福島県協同農業普及事業外部評価改善報告書（様式2）」（以下「改善報告書」という。）を作成し、外部評価会会長に報告するとともに、その写しを外部評価委員に送付する。
 - 3 知事は、改善報告書の内容を次年度以降の普及指導計画等に反映する。
 - 4 改善報告書に基づく改善の結果については、次年度の外部評価会で報告する。

（外部評価結果の公表）

- 第8 知事は、評価報告書及び改善報告書の概要と関連する普及指導活動の状況をホームページ等で公表する。

（その他）

- 第9 外部評価に関する情報のうち、「福島県個人情報保護条例」の対象となるものについては適正に管理する。
- 2 この要領に定めがない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

福島県農業普及指導活動外部評価実施要綱（平成22年5月31日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 7月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 8月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 8月 7日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 6月18日から施行する。

(様式1)

令和 年度福島県協同農業普及事業外部評価結果報告書

令和 年 月 日

普及指導課題名	
---------	--

評価項目	評価	評価できる事項	改善すべき事項
1 普及指導活動の目標と課題設定	A B C		
2 普及指導活動の方法	A B C		
3 普及指導活動の成果	A B C		
4 総合的な評価 (見直しが必要な場合は、その内容を記載)			

※評価の目安 A：妥当である B：一部見直しが必要 C：見直しが必要

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

福島県協同農業普及事業外部評価会会長 ○ ○ ○ ○ 印

福島県協同農業普及事業外部評価の視点

評価項目	評価の視点
1 普及指導活動の目標と課題設定	(1) 目標は地域ニーズに合っているか。 (2) 目標値の水準は妥当か。 (3) 課題解決に有効な計画になっているか。 (4) 過去の内部評価又は外部評価の結果が適切に反映されているか。
2 普及指導活動の方法	(1) 活動方法、時期は適切であったか。 (2) 効果的な活動態勢となっているか。 (3) 関係機関との連携及び役割分担は適切に行われているか。
3 普及指導活動の成果	(1) 目標が達成されたか。 (2) 目標が達成できなかった場合に達成するため工夫しているか。 (3) 内部評価が的確に行われているか。

(様式2)

〇〇農支第〇〇〇号
令和 年 月 日

福島県協同農業普及事業外部評価会会長 様

福島県知事

令和〇〇年度福島県協同農業普及事業外部評価改善報告書
このことについては、下記のとおり提出します。

記

1 開催状況

(1) 外部評価会開催日

ア 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分

イ 場所及び内容

ウ 出席委員

(2) 現地調査日

ア 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分

イ 場所及び内容

ウ 出席委員

2 総合評価

3 改善を要する事項

4 改善する(した)内容